

目次

I 天皇・皇子・皇女論

飯豊皇女は最初の女帝か 6

穴穂部皇子——王位要求の論理—— 18

崇峻天皇暗殺の真相は何か 33

蘇我一族の没落——中大兄皇子—— 47

有間皇子謀殺事件の謎 62

天智・天武天皇以降の皇位継承問題 74

「記紀」の中の皇子・皇女 84

II 古代豪族論

作られた国家統一の英雄たち 88

戦士集団・大伴軍の君臣関係——大伴金村—— 104

古代水軍の名将 阿倍比羅夫 110

コラム鑑真を日本に請招した普照はどうなった？ 120

コラム古代の歌垣で知られる筑波の嬬歌はどうなった？ 122

III 検証・物部氏

崇仏論争の謎——物部守屋—— 126

大伴・物部氏——大和王権の直属集団—— 136

物部守屋の死と崇仏論争の真相 148

物部守屋——境界を「守る」軍の指揮官—— 158

物部氏——神武天皇伝説と氏族伝承—— 162

石上神宮——大王を守護する神劍—— 171

IV 古代軍制論

古代軍制と壬申の乱——大海人・大友軍の軍団構成—— 178

壬申の乱10のなぜ？ 191

古代国家と軍事体制 203

防人と大宰府——国家防衛構想—— 211

コラム 東国から招集された防人たちはどうなった？ 222

コラム 陸奥経営の拠点多賀城はどうなった？ 224

あとがき 227

飯豊皇女は最初の女帝か

はじめに

飯豊皇女、角刺宮にして、与夫初交したまふ。人に謂りて曰く、「一女の道を知りぬ。又安にぞ異なるべけむ。終に男に交はむことを願せじ」とのたまふ。此に夫有りと曰へること、未だ詳ならず(清寧三年紀七月条)。

飯豊皇女は『扶桑略記』に「飯豊天皇、廿四代女帝」とあつて、歴代天皇にカウントされている。『本朝皇胤紹運録』『水鏡』などでも飯豊天皇と称され、このような史料に従うならば、彼女はわが国最初の女帝であつたということになるろう。

しかし『日本書紀』顕宗即位前紀は次のようにいう。「皇太子億計王と天皇と、位を譲りたまふ。久にして処たまはず。是に由りて、天皇の姉飯豊青皇女、忍海角刺宮に、臨朝秉政したまふ。自ら忍海飯豊青尊と称りたまふ。当世の詞人、歌して曰く、『倭辺に 見が欲しものは 忍海の この高城なる 角刺の宮』と。

右の記述から『日本書紀』編者の主張を読みとれば、飯豊皇女は「臨朝秉政」であつて正式の天皇ではなく、「忍海飯豊青尊」という天皇に用いる「尊」の使用は正式のものではなく、のちの追尊でもなく「自称」であるという。相当厳しい主張で、このような見解からすれば、飯豊皇女は私に尊号を自称した国家叛逆者であるということにもな

表1 飯豊皇女の表記

(1)	『古事記』履中紀	青海郎女	亦名	飯豊郎女
(2)	『日本書紀』履中紀	青海皇女	一云	飯豊皇女
(3)	『古事記』清寧紀	忍海郎女	亦名	飯豊王
(4)	『日本書紀』顯宗前紀	飯豊女王	亦名	忍海部女王
(5)	『日本書紀』顯宗前紀	飯豊青皇女	自称	忍海飯豊青尊

りかねない。恐るべき論調であった。

飯豊皇女は最初の女帝なのか、「尊号」を自称した好ましからざる女性か、「尊号」を自称するに足る地位にあった皇女であったのか。記紀の女性像の中で、これほど編者の執筆姿勢が不明確なケースは、おそらく他に例を見ない。

後世の史家も困惑している。大王位をめぐる研究史、雄略以降の王権史の研究史、王朝論の研究史は飯豊皇女を避けて論を先に進める訳にはいかなかったのだが、飯豊皇女像は依然として不透明のままである。

明らかになつた点がいくつかある。飯豊皇女の研究史で最も魅力的な指摘をしておられる菅野雅雄氏の所論に耳を傾けよう。記紀のなかで飯豊皇女は表1のごとく十通りの名前前で表記されている。これについて菅野氏は、これらの御名が青海系、忍海系、飯豊系の三系統に整理され、この三系統を名にもつ系譜上の一人物は「本来、それぞれ別系統の三人格であつたろう」といわれる。かかる異名・異伝の錯綜さくそうについて菅野氏はそれなりに見解を提示された訳だが、「その系譜伝承成立の複雑さが思われる」と嘆かれる。少しく勇気を要することだが、私も冒頭に引用した清寧三年紀七月条をきりこみくちにして飯豊皇女に接近してみようと思う。

見え隠れする王位継承抗争

誰しも同じ思いを持つのではなからうか。その性情と独白をこうあからさまに記されているのは何故か。『扶桑略記』は飯豊皇女の年齢について「甲子歳春二月生年四十五即位」とする。『皇胤紹運録』も「自二月令撰天下、十一

月崩四十五」という。単純に考えれば清寧三年は四十三歳の時である。この記事を一人の皇女の軽率な青春の点描とはみなしがたい。私はこの記事の執筆の意図は一人の皇女に関する人物批評ではなく、もう少し重要な指摘をこころみようとしているものと推察したい。

記紀はすくなくとも二八六名をくだらない女性を収載しているが、これら女性記事はもっぱら王家・豪族の系譜・婚姻・血縁に関するものである。即位前紀の王位継承・紛争記事や神功皇后紀・女帝の巻などにみられる叙事詩風の記事などで個性の内側に迫る描写も管見されるが、それはわずかである。飯豊皇女のケースはきわめて稀な例であると考えるべきである。

また、記紀の記事で「与夫初交」に類する記述は、イザナギ・イザナミが鶴鶴つるづるに学んで「即ち交の道を得て」みとのまじり「まぐわひ合して夫婦と為る」という周知の記事をはじめ神代巻におおつびらに出てくるのでそれほど奇異ではないかも知れない。

しかしながら、允恭天皇の太子であつた木梨軽皇子が同母妹軽大娘皇女に「合せむと念」し、時の人に「木梨軽太子、同母妹軽大娘皇女を姪たむけたまへり」と提言され、伊予に流刑されたという記事が記紀に少しずつ形を変えて記載されていることにも注意を払わなければならないであろう。

もちろんこの記事については、当時同父異母の男女の結婚は許されていたが同母の男女の結婚は許されず処罰されたのである、という解釈がなされているのは承知している。思うにこの当該記事は、唐名例律を下敷きにして『疏議』に引用されている『左伝』や『文選』の文を横目ににらんで作文されているというこれまでの指摘のごとく、国政・王家の混乱の原因として記紀に収録されている点を重視しなければなるまい。

この二人の男女の「親親相姪」説話は、木梨軽太子を抑えて穴穂皇子が国人の支持を得て即位し安康天皇となる、

一連の記紀編者が構想する王位継承論の重要な部分を担っているのである。安康天皇のあとに即位するのが雄略天皇であり、たとえば門脇禎二氏『葛城と古代国家―河内王朝論批判―』はここを「ヤマト地域国家は大きな転換期にたちいたったようである」と押えている。

系譜的には、葛城首長系の葦田宿禰系からの離脱を忍坂大中姫・衣通郎女という磯城首長系を媒介として雄略天皇の統治が誕生していくのである。

移行する王権祭祀

『古事記』は軽大郎女について「軽大郎女、亦名衣通郎女」と記す。菅野氏は亦名が記される場合「或る一人物に他人物の伝承物語を習合させた場合、その本来異なる人名を（亦名）で結合させた」と説くが、そうであれば、この「親親相紆」伝承と王統譜の推移に関する物語を『古事記』は共通の叙述であったことを主張しているであろう。こう考えると忍坂大中姫・衣通郎女に関する人物描写に強く興味をおぼえるものがある。

そのひとつは、「琴」の問題である。衣通郎女について応神記に「藤原之琴節郎女」とある女性が同一人物のようであり、『上宮記』逸文にみえる「布遲波良己等布斯郎女」がまた同じ人物を指しているのならば、衣通郎女は正しくは「琴節郎女」であつただろうと思われる。

ところで允恭紀七年十二月条に遷都による新宮造成の儀式とも思われる記事があり、天皇が琴をひき忍坂大中姫が舞うとあり、当時の風俗で舞人は娘子奉獻の慣習があつて、忍坂大中姫はやむを得ず衣通姫を献じたとある。『古事記』に雄略天皇の作として収載されている次の歌が想起されよう。

呉床座あぐらの 神のみ手もち 弾く琴に 舞する女 常世にもがも